

# 調整区域内の農地転用許可申請について

農地法第4条……権利移動を伴わない農地転用  
 農地法第5条……権利移動を伴う農地転用

許可申請に必要な提出書類	部 数		チェック
	農地法 第4条	農地法 第5条	
1 許可申請書 ⇒ ※欄外に捺印を押してください ※原則、ひとつの許可事案で地権者が複数でも申請書はひとつとなります	2部	2部	
2 申請地の位置図 ⇒ 【縮尺 1/5,000～1/10,000 程度の写し】	2部	2部	
3 申請地の案内図 ⇒ 【明細図・縮尺 1/1,000～1/2,000 程度の写し】	2部	2部	
4 土地全部事項証明書 ⇒ 【 <b>原本で3ヶ月以内のもの</b> 】	2部 (内1部コピー)	2部 (内1部コピー)	
5 公図の写し ⇒ 【 <b>原本で3ヶ月以内のもの</b> 、分筆を必要とする場合は分筆後】 ※当該地及び隣接地の地目・所有者氏名・所有者住所を記入	2部 (内1部コピー)	2部 (内1部コピー)	
6 土地利用計画図 ⇒ 【具体的な利用方法について図示】 ※ <b>構造物(図面またはカタログの添付)の配置、資材の種類・量・配置、車両(車検証の添付)の駐車区画、出入口、雨水排水経路などを図中に記入</b>	2部	2部	
7 理由書 ⇒ 【申請地を必要とする具体的な理由】 ※ <b>当該農地のみ</b> の選択に至った経緯や面積の必要性について記入	2部	2部	
8 事業計画書 ⇒ 【事業者概要、転用計画、資金計画、被害防除計画など】 ※他法令の許可・届出を必要とする場合は、許可書または受理書等を添付 ※必要に応じて被害防除計画書、工事行程表を添付する	2部	2部	
9 賃貸契約書又は売買契約書、仮契約書、覚書の写し	2部	2部	
10 同意書 ⇒ 【隣接農地所有者】	2部	2部	
11 委任状 ⇒ 【申請人が提出に来られない場合】	2部	2部	
12 建物の配置図、平面図、立面図 ⇒ 【建築物を建てる場合】	2部	2部	
13 建築物を建てない旨の誓約書 ⇒ 【建築物を建てない場合】	2部	2部	
14 工事見積書 ⇒ 【 <b>原本で申請前 1ヶ月以内</b> に発行されたもの】 ※計画書に記載されたすべての工事の明細がわかるもの	2部 (内1部コピー)	2部 (内1部コピー)	
15 残高証明書・融資証明書または預貯金通帳の写し ※すべて <b>原本</b> で申請前 <b>1ヶ月以内</b> に発行されたもの ※金融機関等で融資証明が取れない場合、ローン相談書でも可 ※親子間であっても融資証明は必要 ※通帳は金融機関名、口座名義人、残高額等がわかるものを <b>原本証明</b> したもの	2部 (内1部コピー)	2部 (内1部コピー)	
16 求積図 ⇒ 筆の一部を転用する場合【測量点や地番、方角等を明記】	2部	2部	
17 畦畔払下げ申請書の写し ⇒ 【申請地内に畦畔がある場合】	2部	2部	

18 造成計画平面図・断面図 土量計算書・土質説明書 ⇒ 【盛土を行う場合】 土砂搬入・搬出方法及び経路図 ⇒ 【図面に地番、名称等を明記】	2部	2部	
19 農地復元誓約書 ⇒ 【一時転用の場合】	2部	2部	
20 農地復元計画書 ⇒ 【一時転用の場合】	2部	2部	
21 日影図 ⇒ 【日照被害が審査される場合】	2部	2部	
22 照度測定図 ⇒ 【照明器具を設置する場合】	2部	2部	
23 交通量調査票 ⇒ 【沿道サービス等で集客力が審査される場合】	2部	2部	
24 給排水系統図	2部	2部	
25 建物質貸借契約書の写し ⇒ 【現在居住のもの】	2部	2部	
26 法人の登記全部事項証明書・定款 ⇒ 【譲受人が法人の場合、すべて <b>原本で3ヶ月以内</b> のもの】	2部 (内1部コピー)	2部 (内1部コピー)	
27 譲渡人の住民票・法人は登記簿謄本 ⇒ 【現住所と土地の登記簿に記載されている住所が異なる場合】	2部	2部	
28 戸籍謄本・家系図 ⇒ 【婚姻等により氏名に変更が生じている場合】	2部	2部	
29 仮換地証明等 ⇒ 【区画整理事業中の場合】	2部	2部	
30 仮登記抹消承諾書 ⇒ 【仮登記が設定されている場合】	—	2部	
31 土地改良区の受理証明 ⇒ 【土地改良区の受益区域の場合】	2部	2部	
32 その他各転用内容に応じた添付資料 ⇒ 【他法令・条例の許可書、車検証などの写し】	2部	2部	

- 市街化調整区域内の農地を農地以外に転用される場合は、転用見込みがあるか確認(現地調査を含む)しますので、当委員会と事前相談を必ず行ってください。
- 転用する農地の隣接耕作者にも事前に転用内容について周知してください。
- 許可申請書の作成から許可まで(事前相談・現地調査・許可申請書作成・許可申請書受付・告示・農業委員会総会審議・県審議会審査・許可書交付)**最低でも2ヶ月を要します。**
- 必要部数は全て2部ですが、申請書以外は全て1部コピー可。
- 許可申請書には2部とも押印(個人は認印、法人は実印)が必要です。
- 許可申請書の余白部分に捨印を押してください。(誤字などの軽微な訂正が可能)
- 許可申請書の受付は、原則的に毎月5日締切(土・日・祝日が重なる時には延長する場合があります)、同月の総会(25日前後)で審議します。
- 許可申請書(副)の最上部の余白部分に、鉛筆で連絡先の電話番号と担当者名を記入してください。
- 許可後は農地転用が完了するまで当該農地に「農地転用許可済標識」を掲示してください。
- 農地転用が完了したら速やかに「完了報告書」及び「農地転用許可済標識」を提出してください。また、申請書に記された期日より工期が延びる場合は速やかに農業委員会に連絡してください。
- 農地転用は、完成検査をもって完了となります。現況が許可内容と異なる場合には許可の取り消し及び農地の復元措置となる場合がありますので十分注意してください。

○詳しくは、大磯町農業委員会 ☎ 0463-61-4100 内線 358 まで